

蒲郡市監査公表第 15 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 28 日

蒲郡市監査委員	小林 憲三
同	尾崎 隆久
同	松本 昌成

令和 5 年度定例監査の結果について

1 監査の対象

(1) 機関

消防本部、会計室、議会事務局

(2) 期間及び範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和 5 年 10 月 3 日から令和 5 年 11 月 27 日まで

(2) 実施場所

蒲郡市役所監査委員室

3 監査の方法

今回の監査は、随意契約事務、負担金、補助金等の必要性とその効果、定例監査指摘事項等の措置状況並びに所管する個別の事務事業について、関係書類及び証拠書類の照合、調査を行うとともに、関係職員からの説明の聴取、質問を加えながら監査を実施した。

4 監査の結果及び意見

各所管の事務処理について、監査した結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられたので、これらについては、是正改善の措置を講じられたい。

【消防本部】

〔意見〕

消防団の特徴である地域密着性を基盤とした消火救助活動や運営の継続のため慢性的な定数割れの解消を図り、地域防災体制の確立に努められたい。

〔改善事項〕

- 1 契約書において、前文乙欄の業者名と記名押印欄の乙欄の業者名が異なるものが見受けられたので、契約書の作成に当たっては細心の注意を払い、契約規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。
- 2 歳入調定決議において、納期限の誤りのものが見受けられたので、予算決算会計規則及び会計事務の手引きに基づき適正な事務処理に努められたい。

〔注意事項〕

簡易な誤り等が見受けられたので、注意されたい。

【会計室】

適正に執行されていると認められた。

【議会事務局】

〔注意事項〕

簡易な誤り等が見受けられたので、注意されたい。